

ストレスチェック及び面接指導の実施者の守秘義務について

一 医師の守秘義務に係る規定

刑法（明治四十年法律第四十五号）

（秘密漏示）

第三百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

二 保健師、看護師の守秘義務に係る規定

保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三十三号）

第四十二条の二 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。

第四十四条の三 第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

三 精神保健福祉士の守秘義務に係る規定

精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）

（秘密保持義務）

第四十条 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

第四十四条 第四十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

（参考）労働安全衛生法における守秘義務に係る規定

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（健康診断等に関する秘密の保持）

第百四条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断並びに第六十六条の八第一項の規定による面接指導、第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （中略）第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者